

## 小規模保育事業A型の認可について

No 1

設置者	社会福祉法人 阪南福祉事業会
設置者の概要	昭和27年5月 社会福祉法人を設立
	昭和42年9月 保育所の運営を開始
	平成27年4月 幼保連携型認定こども園の運営を開始
事業所名	八木こども園乳児室
事業所所在地	岸和田市大町368 阪和線久米田駅から南東約60メートル
認可定員	定員9名【0歳児3名、1歳児3名、2歳児3名】
開所時間	7時～19時
保育時間	7時～18時

★岸和田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年9月5日条例第27号)

## 【設備基準】

建物構造・延床面積	鉄骨造3階建ての1階部分・42.5㎡
敷地面積	43.7㎡
乳児室・保育室面積	26㎡【最低基準：1人当たり0歳児及び1歳児3.3㎡、2歳児1.98㎡】
屋外遊技場面積	1,194㎡(近隣の大町第2児童遊園)【最低基準：2歳児1人当たり3.3㎡】

## 【人員基準】

職員	管理者1名(保育士兼任)
	保育士3名、保育補助1名【最低基準(0歳児3:1、1歳児2歳児6:1)+1】
	嘱託医1名、嘱託歯科医1名

## 【運営基準】

運営方針	利用する乳児及び幼児への保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供する。
	保護者の協力の下、子どもが安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、子どもがうちに秘めている可能性を豊かに伸びゆくよう保育を進める。
連携施設	施設名：幼保連携型認定こども園 八木こども園 設置者：社会福祉法人 阪南福祉事業会 所在地：岸和田市今木町397-1 距離：約950メートル
連携内容	利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援
	必要に応じて、代替保育(職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、代わって提供する保育をいう。)を提供 保育の提供を受けていた利用乳幼児を、保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供
食事提供	幼保連携型認定こども園 八木こども園から食事を搬入 種類ごとに専用の保温器やタッパーなどに入れ、蓋付きの搬入用コンテナ容器に入れ運搬する。搬入後は速やかに配膳し、提供する。
非常災害対策	定期的な避難及び消火訓練を実施
虐待防止	責任者を設置する等必要な体制整備と職員に対する研修実施その他必要な措置を講じる。
個人情報保護	正当な理由なく、業務上知り得た秘密は漏らしてはならない。
	外部への情報提供は保護者の同意を得てから行う。

様式第1号 (第2条関係)

家庭的保育事業等認可申請書

30年2月14日

岸和田市長 様

住所 貝塚市三ヶ山 138-2

申請者

氏名 社会福祉法人 阪南福祉事業会  
理事長 永野孝男

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり家庭的保育事業等の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の種類	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input checked="" type="checkbox"/> 小規模保育事業 ( <input checked="" type="checkbox"/> A型 <input type="checkbox"/> B型 C型) <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業 ( <input type="checkbox"/> 保育型 <input type="checkbox"/> 小規模型)
2 事業所の名称	八木こども園乳児室
3 事業所の所在地 (居宅訪問型保育事業の場合は、主たる事務所の所在地)	岸和田市大町 368
4 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	別紙のとおり
5 事業の運営についての重要事項に関する規程	別紙のとおり
6 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴	別紙のとおり
7 収支予算書	別紙のとおり
8 事業開始の予定年月日	平成30年4月1日



家庭的保育事業等実施計画書

事業所名	八木こども園乳児室		
事業者名	社会福祉法人 阪南福祉事業会		
事業所所在地	岸和田市大町 368		
	最寄駅 阪和線 久米田駅		
	電話番号 072-479-3363	FAX番号	
管理者名	[REDACTED]		
開所時間等 (1日当たり)	開所時間	7時00分～19時00分(12時間)	
	保育時間	7時00分～18時00分(11時間)	
実施する家庭的保育事業等の区分  (該当するものに○をつけること。)	実施事業	区分	添付する付表
		家庭的保育事業	付表1
	○	小規模保育事業A型	
		小規模保育事業B型	
		小規模保育事業C型	付表2
		居宅訪問型事業	
		保育所型事業所内保育事業	付表3
	小規模型事業所内保育事業		
事業開始予定日	平成30年4月1日		

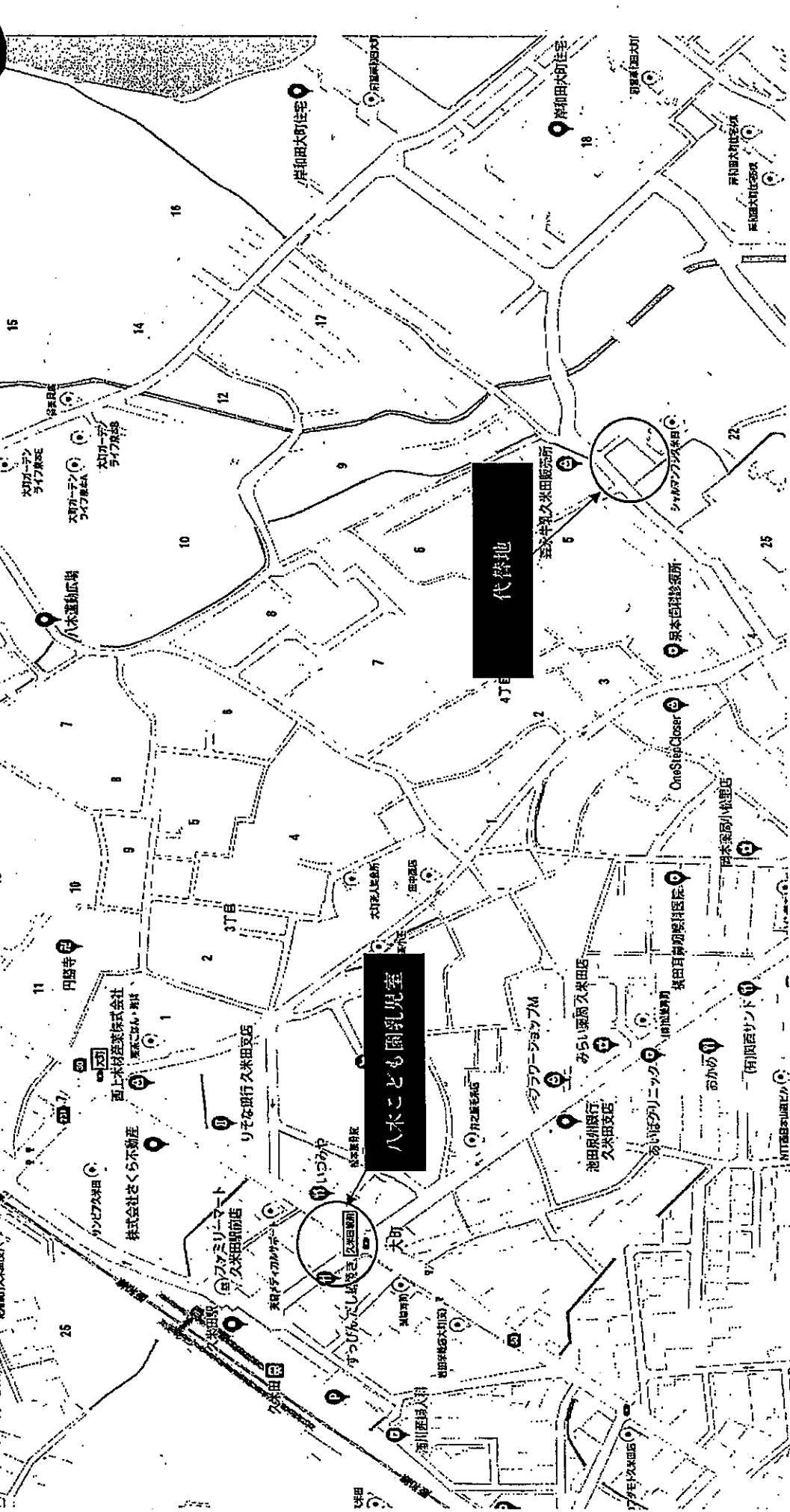
付表 1

## 家庭的保育事業・小規模保育事業の認可に係る記載事項

認可定員	0歳児	1歳児	2歳児	計
	3	3	3	9
利用定員 (見込み)	0歳児	1歳児	2歳児	計
	3	3	3	9
職員数	7名 (うち管理者1名、保育士等4名、嘱託医2名 調理員 名、その他 名)			
建物・ 屋外遊戯場	建物	構造	鉄骨造 3階の 1階部分 (地上3階、地下 階)	
		面積	敷地面積 43.7 m <sup>2</sup> 延床面 42.5 m <sup>2</sup> 事業所の専有延床面積 m <sup>2</sup>	
	所有	敷地	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸	
		建物	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸	
	屋外遊戯場 面積	1,194 m <sup>2</sup> (うち自己所有地 0 m <sup>2</sup> )		
連携施設	施設名	八木こども園		
	設置者名	社会福祉法人 阪南福祉事業会		
	施設類型	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input checked="" type="checkbox"/> 認定こども園		
	所在地	岸和田市今木町 397-1		
	連携内容 (該当するものに ○をつけること。)	<input type="checkbox"/>	利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、 保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する 相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。	
	<input type="checkbox"/>	必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の 病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、 当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をい う。)を提供すること。		
	<input type="checkbox"/>	当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた 利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利 用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連 携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。		

<p>連携施設 (続き)</p>	<p>(具体的な連携内容) 日常生活での交流(室内遊び、園庭遊びなど)、また行事(夕涼み会、運動会、生活発表会、遠足など)の参加を通じて交流し、また3歳児編入時スムーズに移行できるように配慮した保育をする。</p>	
<p>食事の提供</p>	<p>提供方法</p>	<p><input type="checkbox"/>自園調理 <input type="checkbox"/>外部委託 <input checked="" type="checkbox"/>搬入施設からの搬入 <input type="checkbox"/>その他( )</p>
<p>(衛生面、栄養面等への対応) ※搬入施設からの搬入の場合のみ できたてを蓋付き寸胴で搬入し、小規模職員が皿に取り分けて提供する</p> <p>搬入施設名 : 八木こども園 搬入施設所在地 : 岸和田市今木町 397-1</p>		
<p>衛生管理・ 健康管理</p>	<p>(事業所の衛生管理及び利用乳幼児等の健康管理) 内科医、歯科医等と連携し、定期検診を受けるとともに、健康を保つ日常行動の励行、基本的な生活習慣の確立を保護者にも呼びかけ、家庭と連携して乳児の健康を守るように取り組む。</p>	
<p>保護者への 支援等</p>	<p>(保護者に対する子育て支援及び保護者との連携) 子育てに関する資料配付や掲示物をする。また登降園時に保護者との対話を重視し、話を聞く姿勢を大切にする。育児相談を随時受け付け対応する。</p>	
<p>秘密保持等</p>	<p>(利用乳幼児、保護者及び職員の個人情報の取り扱い) 緊急時において病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行なうこと、転園などの場合に他施設との間で必要な連絡調整を行なうことに使用する旨の同意書に署名、捺印してもらい個人情報にかかる書類はすべて施錠して保管。</p>	
<p>苦情への対応</p>	<p>(苦情を解決するための措置) 苦情窓口として責任者・受付担当者をもうけ、第三者の立場から苦情相談を行なう苦情相談委員(第三者委員)を設ける</p>	
<p>運営状況等の 評価及び公表</p>	<p>(運営状況等の評価方法及びその公表方法) 自主監査を予算、中間、期末決算の年3回実施、意見箱の設置しその都度回答、また意見及び自己点検・自己評価にて課題を抽出し、改善を図る。</p>	

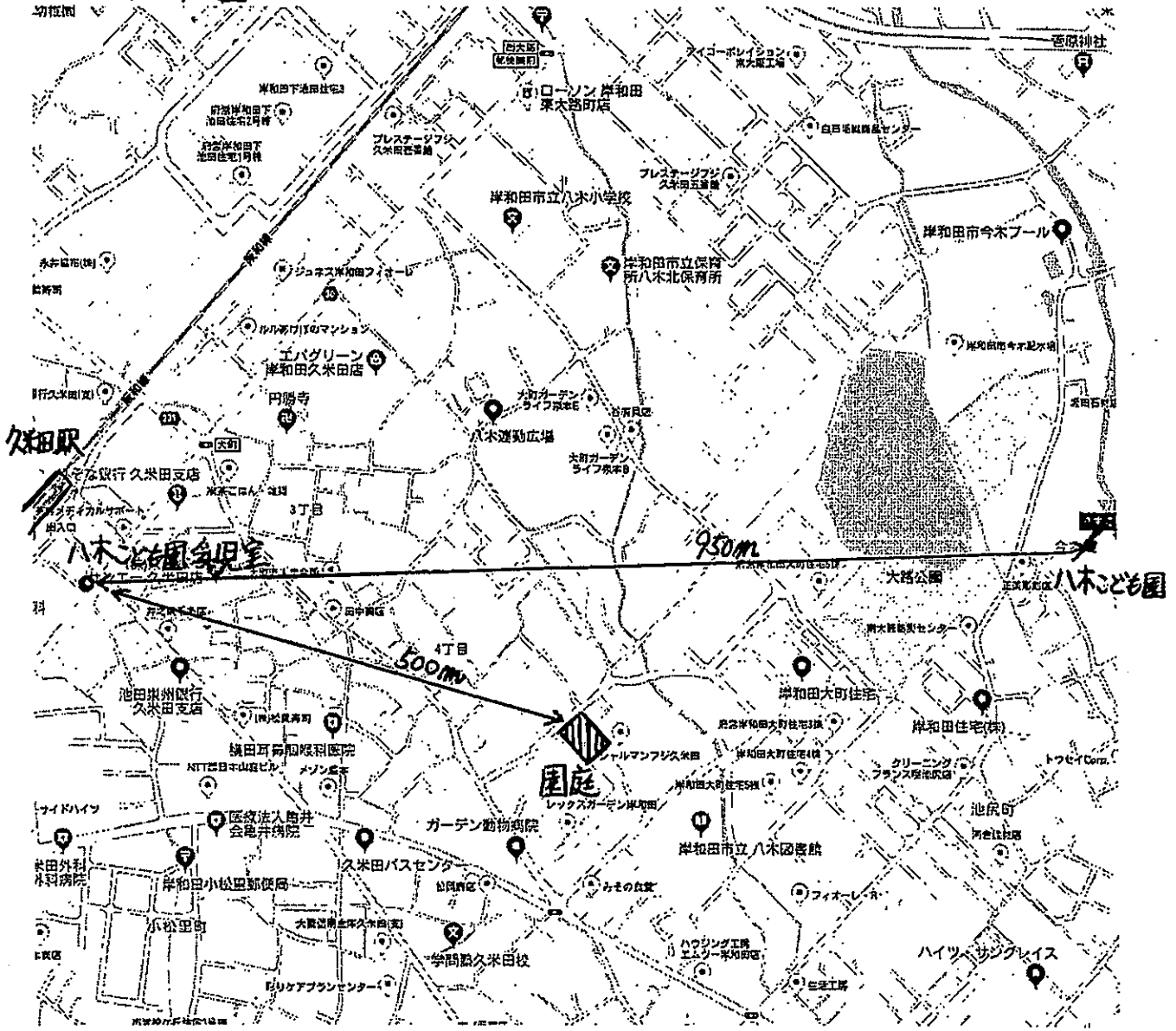
この謄本は原本記載事項と相違ない事を証明す



※代替地の移動は、車にて移動もしくは車・バイク走行不可の通路を使用します。  
 ※車で移動する際、チャイルドシートを人数分用意し、小規模の職員1名及び本園の保育教諭を1名～2名が合同で行動し移動時の安全確保を図る。  
 ※徒歩についても、車・バイクの通路を回避し、車で移動時と同様、小規模職員及び本園の保育教諭を1名～2名が合同で行動し移動時の安全確保を図る。



# 付近見取図



※換気扇・給気口は既存の開口を利用し、  
器具・カバーを入れ替えるものとする。

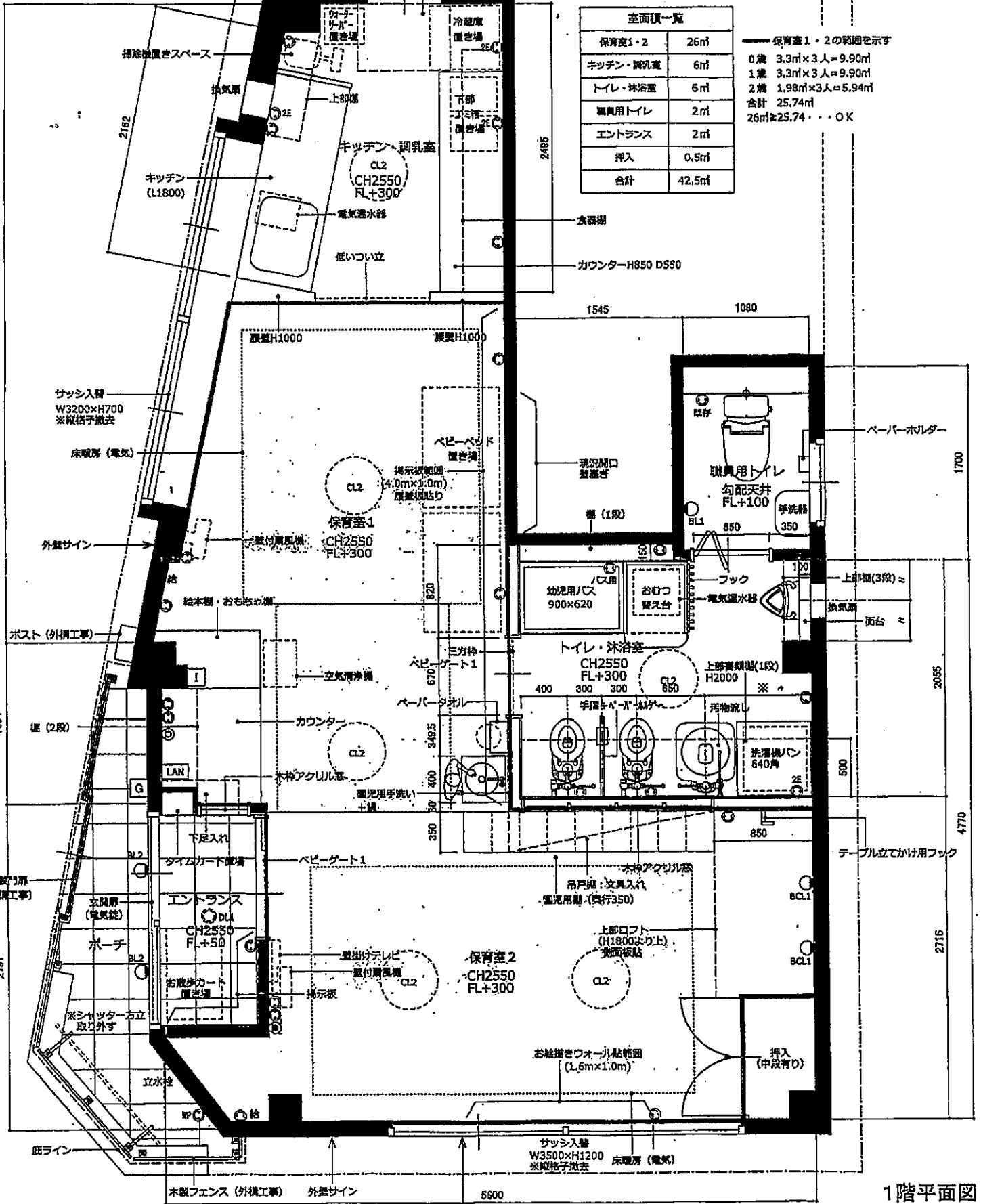
※外壁について

既存ALCに空いた空間部などは下地を組み、  
モルタル左官等で補修を行うものとする。  
1階レベルまでは全体的にALC壁面を補修の上、  
塗装を行うものとする。

※既存内部の隔仕切壁・天井はすべて解体し、  
あらたに床・壁・天井下地を組み、仕上げを  
行うものとする。

この図本は原本記載事項と相違ない事を証明する

野孝永 建築



1階平面図



勤務ロテーション(案)

八木こども園乳児室

時間	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
平日					■							■	
				■								■	
			■									■	
												■	

時間	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
土曜日													

(平日)  
 シフトa 7時～12時・15時～19時(実勤務時間 8h)  
 シフトb 7時～11時・15時～19時(実勤務時間 7h)  
 シフトc 8時30分～17時30分(実勤務時間 8h)  
 シフトd 11時～16時(実勤務時間 5h)  
 シフトe 9時～18時(実勤務時間 8h)

(土曜日)  
 シフトf 7時～16時(実勤務時間 8h)  
 シフトg 10時～19時(実勤務時間 8h)  
 シフトh 8時30分～17時30分(実勤務時間 8h)

(案) 八木こども園乳児室運営規程

(施設・事業の目的)

第1条 社会福祉法人 阪南福祉事業会が設置する八木こども園乳児室（以下「本園」という。）が小規模保育事業A型として行う保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、本園を利用する満3歳未満の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本園は、利用する乳児及び幼児（以下「園児」という。）への保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供するものとする。

2 本園は、「岸和田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「岸和田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、（以下「条例」という。）及びその他関係法令等に基づいて適切に事業を運営するものとする。

3 本園の保育の目標は、次のとおりとする。

保護者の協力の下、子どもが安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、子どもがうちに秘めている可能性を豊かに伸びゆくよう保育を進める。

(保育の内容)

- 1、基本的生活習慣の習得
- 2、健全な体、健全な精神
- 3、思いやる心
- 4、仲間である意識
- 5、人に迷惑をかけない
- 6、自分で考え行動する

(名称及び所在地)

第3条 本園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 八木こども園乳児室
- (2) 所在地 大阪府岸和田市大町368(1階)

(提供する保育の内容)

第4条 本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保

育所保育指針（平成 20 年告示）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 5 条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数（定数）及びその職務内容は、次のとおりとする。

（1）園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

（2）管理者 1名

管理者は、保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（3）保育士 3名

保育士は、園児の及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

（4）保育支援員 1名

保育支援員は、園児の及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を保育士の基で行う。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、臨時にその他の職員を置くものとする。

（保育を提供する日）

第 6 条 本園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、岸和田市が設ける休日を除く。

（保育を提供する時間）

第 7 条 本園の保育提供時間は次のとおりとする。

（1）保育時間提供（11 時間）

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育を必要とする時間とする。

月～金 午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分までとする。

土 午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分までとする。

ただし、本園が定める保育時間（11 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、本園が定める保育時間（11 時間）から午後 7 時の間に延長保育を提供する。

（3）開所時間

本園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時00分から午後7時00分までとする。

土 午前7時00分から午後7時00分までとする。

(利用料その他の費用等)

#### 第9条

別表に掲げる本園の保育において提供する便宜の要する費用については、保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第10条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児
定員	3人	3人	3人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第11条 本園は、市町村が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。

2 本園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

(1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。

(2) 保護者から当事業利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当事業の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(安全確保)

#### 第12条

1 本園は、園児の安全の確保を図るため、事故、加害行為、災害等により園児に生ずる危険を防止し、及び事故等により園児に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の安全の確保を図るため、次の各号に定める安全に関する事項について計画を策定し、実施するものとする。

(1) 施設及び設備の安全点検（毎学期1回以上の系統的な点検及び日常的な点検）

(2) 園児に対する通園を含めた生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他

3 前項のほか、実情に応じて、危険等発生時において本園の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成し、以下の措置を講じるものとする。

(1) 園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずる。

(2) 園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行う。

4 本園は、園児の安全確保にあたり、園児の保護者との連携を図るとともに、地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする

(緊急時等における対応)

#### 第13条

1 本園の職員は、保育の提供中に、園児に容態の変化等の緊急事態が生じたときは、保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、必要に応じ、園児の主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じるものとする。

(事故防止及び発生時の対応)

#### 第14条

1 本園は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、事故発生防止のための指針・マニュアル等の整備

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が記録、報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底するための体制の整備

2 前項のため、本園に事故発生防止のための委員会を設置するほか、職員に対する研修を定期的に行うこととする。

3 事故が発生した場合は、速やかに市、当該保護者に連絡を行うほか必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整備するものとする。

4 本園の責めに帰すべき賠償事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとし、そのための損害賠償責任保険に加入するものとする。

(非常災害対策)

#### 第15条

1 本園は、火災、地震、風水害その他の非常災害に備え、取るべき措置について具体的計画を立てるとともに、これに対する不断の注意と訓練に努めるものとする。

2 前項の具体的計画のうち、消防法令に基づく消防計画については、策定及び変更の都度、所轄の消防署へ届出を行うものとする。

3 第1項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行うものとする。

4 非常災害における園児の安全確保については、日頃より、所轄の消防署その他の関係機関、地元住民等との連携を図るよう努めるものとする。

(保健及び環境、衛生)

第16条

- 1 園児と職員の健康の保持増進を図るため、保健計画を策定し、実施するものとする。
- 2 保育士は常に入園児童の健康に留意し、年2回以上の健康診断及び年1回以上の歯科健診を実施しその結果を記録しておかなければならない。
- 3 毎年度定期的に、国の定める環境衛生基準に基づき環境衛生検査を行うほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図るものとする。
- 4 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のため、対応指針を策定する等、必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第17条

- 1 職員は、いかなる場合にあっても、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与えるいかなる行為もしてはならない。
- 2 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決体制)

第18条

- 1 本園は、その提供した保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 本園は、苦情に関し、市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 その他苦情解決に関する事項は、別途、苦情解決に関する規程により定める。

(秘密保持)

第19条

- 1 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 本園は、園児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合又は正当な権限を有する警察機関等からの命令等による場合を除くほか、小学校、他の特定・保育施設等、地域子ども子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得て行うものとする。
- 3 その他秘密保持に関する事項は、別途、就業規則及び個人情報保護に関する規程により定める。

#### (保育の質の評価)

##### 第20条

- 1 本園は、及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次のとおり自ら評価を行い又は評価を受け、運営改善のための必要な措置を講じるものとする。
  - (1) 国の定めるガイドライン等に準拠して定期的に自己評価を行い、その結果を公表すること。
  - (2) 園児の保護者その他の関係者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。
- 2 前項のほか、本園は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

#### (記録の整備)

##### 第21条

- 1 本園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
  - (1) 保育の実施に当たっての計画
  - (2) 提供した保育に係る提供記録
  - (3) 運営基準条例第19条に規定する市への通知に係る記録
  - (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
  - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### (会計)

##### 第22条

- 1 本園の会計は、その他の事業の会計と区分して行うものとする。
- 2 その他会計に関する事項は、別途、本法人の経理規程等により定める。

附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。



(別表1) 別表に掲げる本園の保育において提供する便宜の要する費用

☆保護者から徴収させていただく利用料金等☆

1、保護者は、本園から提供を受ける教育・保育の対価として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号、以下「運営に関する基準」という。）第13条第1項の規定により、居住する市区町村が定める額の基本保育料（市区町村が保護者に通知した月額保育料）を、本園に支払うこととなります。なお、本園（特定教育・保育施設）の利用に係る施設型給付費等については、本園が、当該市区町村から、法定代理受領することとなります。

2、保護者は、前項のほか「運営に関する基準」第13条第4項の規定により、本園の定めた次の諸費用を支払っていただくこととなります。長期の休園や欠席の場合もお支払いが必要となります。また月の途中で退園される場合でも、日割返金はしませんので、ご了承ください。

項 目	負担を求める理由・目的・金額
(1)特別教材費 (全園児)	運営に係る諸費用として500円負担していただきます。 ※絵本・遠足の土産など
(2)延長料金	短時間延長 7:00~8:30 (10分 100円) 16:30~18:00 (10分 100円) ※階層に伴い上限を2,000円及び3,000円となります。 標準時間延長 18:00~19:00 (10分 100円もしくは定額3,000円)

## 理由書

八木こども園乳児室認可申請にあたり、添付書類であります賃貸施設（岸和田市大町 368）の検査済書が未検査であり、添付することが出来ていない為、現在建築士へ「既存建築物の現況報告書」を依頼しており、出来上がり次第、建築指導課へ提出し、早急に認可申請書に添付いたします。

社会福祉法人 阪南福祉事業会

理事長 永野 孝興